

# 神奈川県行政書士会 暴力団等排除対策本部規則

## (趣 旨)

**第 1 条** この規則は、神奈川県行政書士会会則施行規則第 1 条の 3 第 1 0 項に基づき制定し、神奈川県行政書士会暴力団等排除対策本部（略称「神奈川県暴排本部」。以下「本部」という。）を設置するとともに当該本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

## (目 的)

**第 2 条** 神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）は、神奈川県警察、公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター及び関係機関との連携を強化し、暴力団排除対策を推進し、もって、行政書士法第 1 条に資することを目的とする。

## (活 動)

**第 3 条** 本部は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 暴力団排除のために必要な情報交換、研究及び研修会等の実施。
- (2) 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターが行う不当要求防止責任者講習を受講し、不当要求からの被害防止に必要な知識、技能の習得に努める。
- (3) 行政書士の各種業務にかかる暴力団等からの不当要求、不法介入行為等の排除。
- (4) 暴力団等から不当要求、不法介入行為等を受けた顧客、顧問先等からの相談及びこれらに対処するための助言・指導を求められた場合における神奈川県警察及び公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターとの連携。
- (5) 神奈川県警察が主催する暴力団排除に関する各種行事への参加。
- (6) 暴力団排除のための広報啓発活動の実施。
- (7) その他、本部の目的を達成するために必要な各種活動。

## (組 織)

**第 4 条** 本部は、次の構成により組織する。

- (1) 本部長 1 人
- (2) 副本部長 2 人
- (3) 本部員 3 人以上 7 人以内

## (選 任)

**第 5 条** 本部長は、本会会長をもってこれに充てる。

- 2 副本部長は、本部長の指名する本会副会長を充てる。
- 3 本部員は、本部長が指名選任する。

## (任 期)

**第 6 条** 本部員の任期は、本会会則第 2 3 条第 1 項及び第 2 項並びに第 4 項を準用する。この場合において「役員」とあるのは、「本部員」と読み替えるものとする。

## (相談役及び顧問)

**第 7 条** 本部に若干名の相談役、顧問を置く。

- 2 相談役は、神奈川県警察及び公益財団法人神奈川県暴力追放推進センターから各 1 人に委嘱する。
- 3 顧問は、暴力団排除のため、適切な助言並びに指導を行うことができる。

**(本部の職務)**

**第 8 条** 本部長は、本会会務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 本部員は、本部における暴力団排除活動に関する各種情報を収集し対策をとりまとめ、会員への情報提供等の職務にあたる。

**(会 議)**

**第 9 条** 本部は、本部長が定例会を年に 1 回以上開催し、臨時会を必要に応じて開催する。

- 2 前項の会議開催のとき、本部長は必要に応じ、本会副会長、本部相談役及び顧問に出席を要請し、助言及び指導を求めることができる。
- 3 本部において審議又は決議を要する場合は、本会会議規則による。

**(分会の設置)**

**第 10 条** 本会会則施行規則第 16 条に規定する支部を分会とする。

**(分会の組織及び活動)**

**第 11 条** 分会は、本部の方針に従い協力して活動する。

- 2 分会は、分会規程を作成し、会議の開催、情報交換会、研究会等を実施する。
- 3 分会は、本部への情報等の報告及び連絡を密にすると共に本部からの提供された情報を有効に活用する。
- 4 分会は、その管轄区域にある別表の各警察署刑事課との連携を密にして、常時相談、助言及び指導を受けることができる体制を確立する。

**(連 絡 員)**

**第 12 条** 分会は、所属する会員の中から 1 人の連絡員を選出する。

- 2 連絡員は、暴力団排除のため、以下の職務を行う。
  - (1) 属する分会における各種の情報、活動実態、取扱事案を掌握して、本部に報告する。
  - (2) 本部員及び分会員と連携し、情報、活動実態、取扱事案等を属する分会の会員に提供する。

**(守秘義務)**

**第 13 条** 本部員のみならず、全ての本会会員は、自己の職務の重要性を認識し、得られた秘密事項はもとより、会員相互間における情報等の秘密にあたる事項についてもこれを厳守する。

**(細 目)**

**第 14 条** この規則に定める他、本部の運営に必要な事項は、本部が別に定める。

**(会 計)**

**第 15 条** 本部の会務に必要な経費は、本会の予算をもってこれにあてる。

**附 則**

この規則は、平成 25 年 2 月 20 日から施行する。

## 別表

1	川崎南分会 ・川崎区 ・幸区	<p>1 川崎警察署 044(222)0110 〒210-0024 川崎市川崎区日進町25番地1</p> <p>【管轄区域】 川崎市川崎区のうち 伊勢町、藤崎1丁目、藤崎2丁目、藤崎3丁目、藤崎4丁目、川中島1丁目、川中島2丁目、大師駅前1丁目、大師駅前2丁目、大師本町、大師町、大師公園、東門前1丁目、東門前2丁目、東門前3丁目、中瀬1丁目、中瀬2丁目、中瀬3丁目、小田1丁目、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目、小田6丁目、小田栄1丁目、浅田1丁目、浅田2丁目、浅田3丁目、浅田4丁目、砂子1丁目、砂子2丁目、本町1丁目、本町2丁目、堀之内町、宮本町、宮前町、榎町、東田町、新川通、貝塚1丁目、貝塚2丁目、南町、小川町、古川通、日進町、駅前本町、下並木、池田1丁目、池田2丁目、元木1丁目、元木2丁目、堤根、境町、富士見1丁目、富士見2丁目、旭町1丁目、旭町2丁目、鈴木町、港町、中島1丁目、中島2丁目、中島3丁目、大島上町、大島1丁目、大島2丁目、大島3丁目、大島4丁目、大島5丁目、鋼管通1丁目(1番及び2番に限る。)、追分町、渡田1丁目、渡田2丁目、渡田3丁目、渡田4丁目、渡田新町1丁目、渡田新町2丁目、渡田新町3丁目、渡田向町、渡田東町、渡田山王町、京町1丁目、京町2丁目、京町3丁目</p>
		<p>2 川崎臨港警察署 044(266)0110 〒210-0832 川崎市川崎区池上新町2-17-14</p> <p>【管轄区域】 川崎市川崎区のうち 四谷上町、四谷下町、池上新町1丁目、池上新町2丁目、池上新町3丁目、台町、観音1丁目、観音2丁目、水江町、東扇島、日ノ出1丁目、日ノ出2丁目、殿町1丁目、殿町2丁目、殿町3丁目、江川1丁目、江川2丁目、田町1丁目、田町2丁目、田町3丁目、小島町、塩浜1丁目、塩浜2丁目、塩浜3丁目、塩浜4丁目、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、千鳥町、浮島町、大師河原1丁目、大師河原2丁目、出来野、昭和1丁目、昭和2丁目、浜町1丁目、浜町2丁目、浜町3丁目、浜町4丁目、浅野町、南渡田町、田島町、扇町、扇島、鋼管通1丁目(1番及び2番を除く。)、鋼管通2丁目、鋼管通3丁目、鋼管通4丁目、鋼管通5丁目、小田栄2丁目、桜本1丁目、桜本2丁目、池上町、小田7丁目、田辺新田、大川町、白石町、川崎港港湾区域</p>

		3	幸警察署 044(548)0110 〒212-0016 川崎市幸区南幸町3-154-4 【管轄区域】 川崎市幸区
2	川崎北分会 ・ 中原区 ・ 高津区 ・ 宮前区 ・ 多摩区 ・ 麻生区	4	麻生警察署 044(951)0110 〒215-0026 川崎市麻生区古沢86-1 【管轄区域】 川崎市麻生区
		5	高津警察署 044(822)0110 〒213-0001 川崎市高津区溝口4-5-1 【管轄区域】 川崎市高津区
		6	多摩警察署 044(922)0110 〒214-0032 川崎市多摩区枅形3-1-1 【管轄区域】 川崎市多摩区
		7	中原警察署 044(722)0110 〒211-0063 川崎市中原区小杉町3-256 【管轄区域】 川崎市中原区
		8	宮前警察署 044(853)0110 〒216-0006 川崎市宮前区宮前平2-19-11 【管轄区域】 川崎市宮前区
		3	鶴見・神港分会 ・ 鶴見区 ・ 神奈川区 ・ 港北区
10	港北警察署 045(546)0110 〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町680-1 【管轄区域】 横浜市港北区		
11	鶴見警察署 045(504)0110 〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央4-33-9 【管轄区域】 横浜市鶴見区(鶴見川(潮見橋上流端から下流に限る。))及び扇島を除く。)		

		<p>横浜水上警察署 045(212)0110 〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1</p> <p>【管轄区域】 横浜市神奈川区のうち 瑞穂町、鈴繁町、山内ふ頭 横浜市鶴見区のうち 鶴見川（潮見橋上流端から下流に限る。）、横浜港港湾区域（万代橋上流端から上流の滝の川、築地橋上流端から上流の帷子川、新田間川、幸川、金港橋上流端から上流の派新田間川、都橋上流端から上流の大岡川、車橋上流端から上流の中村川、堀割川及び鳳運河を除く。）</p>
		<p>川崎臨港警察署 044(266)0110 〒210-0832 川崎市川崎区池上新町2-17-14</p> <p>【管轄区域】 横浜市鶴見区のうち 扇島</p>
4	<p>緑分会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑区</li> <li>・ 青葉区</li> <li>・ 都筑区</li> </ul>	<p>12 青葉警察署 045(972)0110 〒225-0024 横浜市青葉区市ケ尾町29-1</p> <p>【管轄区域】 横浜市青葉区</p>
		<p>13 都筑警察署 045(949)0110 〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央34-1</p> <p>【管轄区域】 横浜市都筑区</p>
		<p>14 緑警察署 045(932)0110 〒226-0014 横浜市緑区台村町135-14</p> <p>【管轄区域】 横浜市緑区</p>
5	<p>横浜中央分会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中区</li> <li>・ 西区</li> <li>・ 保土ヶ谷区</li> </ul>	<p>15 伊勢佐木警察署 045(231)0110 〒231-0038 横浜市中区山吹町2-3</p> <p>【管轄区域】 横浜市中区のうち 伊勢佐木町、吉田町、福富町東通、福富町仲通、福富町西通、末広町、羽衣町、末吉町、蓬莱町、長者町、曙町、若葉町、弥生町、野毛町、宮川町、桜木町、内田町、日ノ出町、黄金町、初音町、英町、赤門町、花咲町、万代町、不老町、翁町、扇町、吉浜町、松影町、寿町、千歳町、山田町、富士見町、山吹町、石川町、打越、三吉町</p>

		<p>16 加賀町警察署 045 (641) 0110 〒231-0023 横浜市中区山下町203</p> <p>【管轄区域】 横浜市中区のうち 元町、山下町(279番地の1、山下ふ頭を除く。)、海岸通(1丁目1番地を除く。)、新山下1丁目、新山下2丁目、新山下3丁目、港町、尾上町、真砂町、常盤町、住吉町、相生町、太田町、弁天通、南仲通、本町、北仲通、元浜町、日本大通、横浜公園</p>
		<p>17 戸部警察署 045 (324) 0110 〒220-0041 横浜市西区戸部本町50-6</p> <p>【管轄区域】 横浜市西区</p>
		<p>18 保土ヶ谷警察署 045 (335) 0110 〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-7</p> <p>【管轄区域】 横浜市保土ヶ谷区</p>
		<p>19 山手警察署 045 (623) 0110 〒231-0804 横浜市中区本牧宮原1-15</p> <p>【管轄区域】 横浜市中区のうち 山手町、諏訪町、北方町、本牧町、山元町、根岸町、上野町、千代崎町、本郷町、大和町、麦田町、小港町、本牧十二天、本牧大里町、本牧元町、本牧三之谷、本牧間門、本牧和田、本牧荒井、本牧満坂、本牧緑ヶ丘、西之谷町、立野、矢口台、池袋、根岸加曾台、根岸旭台、根岸台、仲尾台、竹之丸、鷺山、柏葉、西竹之丸、大平町、大芝台、簗沢、寺久保、塚越、妙香寺台、豆口台、滝之上、千鳥町、豊浦町、錦町、本牧ふ頭、かもめ町、南本牧、本牧原、本牧宮原、和田山</p>
		<p>20 横浜水上警察署 045 (212) 0110 〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1</p> <p>【管轄区域】 横浜市中区のうち 新港1丁目、新港2丁目、海岸通1丁目1番地、山下町(279番地の1及び山下ふ頭に限る。)</p>
6	<p>旭分会 ・旭区 ・瀬谷区</p>	<p>21 旭警察署 045 (361) 0110 〒241-0024 横浜市旭区本村町33-5</p> <p>【管轄区域】 横浜市旭区</p>

		22	瀬谷警察署 045(366)0110 〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町213-1 【管轄区域】 横浜市瀬谷区
7	南・港南分会 ・南区 ・港南区	23	港南警察署 045(842)0110 〒233-0004 横浜市港南区港南中央通11-1 【管轄区域】 横浜市港南区
		24	南警察署 045(742)0110 〒232-0061 横浜市南区大岡2-31-4 【管轄区域】 横浜市南区(山谷、平楽のうち通称エリアXを除く。)
			山手警察署 045(623)0110 〒231-0804 横浜市中区本牧宮原1-15 【管轄区域】 横浜市南区山谷、平楽のうち 通称エリアX
8	磯子・金沢分会 ・磯子区 ・金沢区	25	磯子警察署 045(761)0110 〒235-0016 横浜市磯子区磯子1-3-5 【管轄区域】 横浜市磯子区(上町13番から15番まで、馬場町13番、坂下町5番、下町13番を除く。)
		26	金沢警察署 045(782)0110 〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-10-1 【管轄区域】 横浜市金沢区
			山手警察署 045(623)0110 〒231-0804 横浜市中区本牧宮原1-15 【管轄区域】 横浜市磯子区のうち 上町13番から15番まで、馬場町13番、坂下町5番、下町13番
9	戸塚分会 ・戸塚区 ・栄区 ・泉区	27	泉警察署 045(805)0110 〒245-0016 横浜市泉区和泉町5867-26 【管轄区域】 横浜市泉区

		28	栄警察署 045(894)0110 〒247-0005 横浜市栄区桂町320-2 【管轄区域】 横浜市栄区
		29	戸塚警察署 045(862)0110 〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町3158-1 【管轄区域】 横浜市戸塚区
10	鎌倉分会 ・鎌倉市 ・逗子市 ・三浦郡	30	大船警察署 0467(46)0110 〒247-0056 鎌倉市大船1709-2 【管轄区域】 鎌倉市のうち 山ノ内、台、台1丁目、台2丁目、台3丁目、台4丁目、台5丁目、 小袋谷、小袋谷1丁目、小袋谷2丁目、大船、大船1丁目、大船2丁 目、大船3丁目、大船4丁目、大船5丁目、大船6丁目、高野、岩瀬、 岩瀬1丁目、今泉1丁目、今泉2丁目、今泉3丁目、今泉4丁目、今 泉5丁目、今泉台1丁目、今泉台2丁目、今泉台3丁目、今泉台4丁 目、今泉台5丁目、今泉台6丁目、今泉台7丁目、岡本、岡本1丁目、 岡本2丁目、玉縄1丁目、玉縄2丁目、玉縄3丁目、玉縄4丁目、玉 縄5丁目、植木、城廻、関谷、山崎
		31	鎌倉警察署 0467(23)0110 〒248-0006 鎌倉市小町1-8-4 【管轄区域】 鎌倉市のうち 十二所、浄明寺1丁目、浄明寺2丁目、浄明寺3丁目、浄明寺4丁目、 浄明寺5丁目、浄明寺6丁目、二階堂、西御門、西御門1丁目、西御 門2丁目、雪ノ下、雪ノ下1丁目、雪ノ下2丁目、雪ノ下3丁目、雪 ノ下4丁目、雪ノ下5丁目、小町1丁目、小町2丁目、小町3丁目、 大町1丁目、大町2丁目、大町3丁目、大町4丁目、大町5丁目、大 町6丁目、大町7丁目、御成町、佐助1丁目、佐助2丁目、笹目町、 由比ガ浜1丁目、由比ガ浜2丁目、由比ガ浜3丁目、由比ガ浜4丁目、 材木座1丁目、材木座2丁目、材木座3丁目、材木座4丁目、材木座 5丁目、材木座6丁目、長谷1丁目、長谷2丁目、長谷3丁目、長谷 4丁目、長谷5丁目、扇ガ谷1丁目、扇ガ谷2丁目、扇ガ谷3丁目、 扇ガ谷4丁目、坂ノ下、極楽寺、極楽寺1丁目、極楽寺2丁目、極楽 寺3丁目、極楽寺4丁目、稲村ガ崎1丁目、稲村ガ崎2丁目、稲村ガ 崎3丁目、稲村ガ崎4丁目、稲村ガ崎5丁目、腰越、腰越1丁目、腰

		越2丁目、腰越3丁目、腰越4丁目、腰越5丁目、津、津西1丁目、津西2丁目、七里ガ浜東1丁目、七里ガ浜東2丁目、七里ガ浜東3丁目、七里ガ浜東4丁目、七里ガ浜東5丁目、七里ガ浜1丁目、七里ガ浜2丁目、西鎌倉1丁目、西鎌倉2丁目、西鎌倉3丁目、西鎌倉4丁目、梶原、梶原1丁目、梶原2丁目、梶原3丁目、梶原4丁目、梶原5丁目、寺分、寺分1丁目、寺分2丁目、寺分3丁目、上町屋、手広、手広1丁目、手広2丁目、手広3丁目、手広4丁目、手広5丁目、手広6丁目、笛田1丁目、笛田2丁目、笛田3丁目、笛田4丁目、笛田5丁目、笛田6丁目、鎌倉山1丁目、鎌倉山2丁目、鎌倉山3丁目、鎌倉山4丁目、常盤
		32 逗子警察署 046(871)0110 〒249-0005 逗子市桜山4-8-41 【管轄区域】 逗子市
		33 葉山警察署 046(876)0110 〒240-0111 三浦郡葉山町一色2034 【管轄区域】 三浦郡(葉山町)
11	横須賀・三浦分会 ・横須賀市 ・三浦市	34 浦賀警察署 046(844)0110 〒239-0822 横須賀市浦賀5-1-1 【管轄区域】 横須賀市のうち 東浦賀1丁目、東浦賀2丁目、浦賀1丁目、浦賀2丁目、浦賀3丁目、浦賀4丁目、浦賀5丁目、浦賀6丁目、浦賀7丁目、浦上台1丁目、浦上台2丁目、浦上台3丁目、浦上台4丁目、西浦賀1丁目、西浦賀2丁目、西浦賀3丁目、西浦賀4丁目、西浦賀5丁目、西浦賀6丁目、浦賀丘1丁目、浦賀丘2丁目、浦賀丘3丁目、南浦賀、馬堀町1丁目、馬堀町2丁目、馬堀町3丁目、馬堀町4丁目、桜が丘1丁目、桜が丘2丁目、馬堀海岸1丁目、馬堀海岸2丁目、馬堀海岸3丁目、馬堀海岸4丁目、根岸町1丁目、根岸町2丁目、根岸町3丁目、根岸町4丁目、根岸町5丁目、池田町1丁目、池田町2丁目、池田町3丁目、池田町4丁目、池田町5丁目、池田町6丁目、大津町1丁目、大津町2丁目、大津町3丁目、大津町4丁目、大津町5丁目、吉井1丁目、吉井2丁目、吉井3丁目、吉井4丁目、走水1丁目、走水2丁目、小原台、鴨居1丁目、鴨居2丁目、鴨居3丁目、鴨居4丁目、二葉1丁目、二葉2丁目、久比里1丁目、久比里2丁目、久里浜台1丁目、久里浜台2丁目、内川新田、内川1丁目、内川2丁目、長瀬1丁目、長瀬2

		丁目、長瀬3丁目、佐原1丁目、佐原2丁目、佐原3丁目、佐原4丁目、佐原5丁目、岩戸1丁目、岩戸2丁目、岩戸3丁目、岩戸4丁目、岩戸5丁目、久村、光風台、若宮台、舟倉1丁目、舟倉2丁目、久里浜1丁目、久里浜2丁目、久里浜3丁目、久里浜4丁目、久里浜5丁目、久里浜6丁目、久里浜7丁目、久里浜8丁目、久里浜9丁目、神明町、ハイランド1丁目、ハイランド2丁目、ハイランド3丁目、ハイランド4丁目、ハイランド5丁目、野比1丁目、野比2丁目、野比3丁目、野比4丁目、野比5丁目、粟田1丁目、粟田2丁目、光の丘、長沢1丁目、長沢2丁目、長沢3丁目、長沢4丁目、長沢5丁目、長沢6丁目、グリーンハイツ、津久井1丁目、津久井2丁目、津久井3丁目、津久井4丁目、津久井5丁目
35	田浦警察署 046(861)0110 〒237-0076 横須賀市船越町5-31 【管轄区域】 横須賀市のうち 鷹取1丁目、鷹取2丁目、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、浜見台1丁目、浜見台2丁目、追浜町、追浜南町、湘南鷹取1丁目、湘南鷹取2丁目、湘南鷹取3丁目、湘南鷹取4丁目、湘南鷹取5丁目、湘南鷹取6丁目、船越町、船越町8丁目、港が丘1丁目、港が丘2丁目、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町	
36	三崎警察署 046(881)0110 〒238-0221 三浦市三崎町六合3 【管轄区域】 三浦市	
37	横須賀警察署 046(822)0110 〒238-0004 横須賀市小川町10 【管轄区域】 横須賀市のうち 安針台、吉倉町、西逸見町、山中町、東逸見町、逸見が丘、坂本町、汐入町、本町、稲岡町、楠ヶ浦町、泊町、猿島、新港町、小川町、大滝町、緑が丘、若松町、日の出町、米が浜通、平成町1丁目、平成町2丁目、平成町3丁目、安浦町、三春町、富士見町、田戸台、深田台、上町、不入斗町、鶴が丘1丁目、鶴が丘2丁目、平和台、汐見台1丁目、汐見台2丁目、汐見台3丁目、望洋台、佐野町、公郷町、衣笠栄町、金谷1丁目、金谷2丁目、金谷3丁目、阿部倉、池上1丁目、池上2丁目、池上3丁目、池上4丁目、池上5丁目、池上6丁目、池上7丁目、平作1丁目、平作2丁目、平作3丁目、平作4丁目、平作5	

			丁目、平作6丁目、平作7丁目、平作8丁目、小矢部1丁目、小矢部2丁目、小矢部3丁目、小矢部4丁目、衣笠町、大矢部1丁目、大矢部2丁目、大矢部3丁目、大矢部4丁目、大矢部5丁目、大矢部6丁目、森崎1丁目、森崎2丁目、森崎3丁目、森崎4丁目、森崎5丁目、森崎6丁目、長井1丁目、長井2丁目、長井3丁目、長井4丁目、長井5丁目、長井6丁目、林1丁目、林2丁目、林3丁目、林4丁目、林5丁目、須軽谷、武1丁目、武2丁目、武3丁目、武4丁目、武5丁目、山科台、太田和1丁目、太田和2丁目、太田和3丁目、太田和4丁目、太田和5丁目、荻野、長坂1丁目、長坂2丁目、長坂3丁目、長坂4丁目、長坂5丁目、御幸浜、佐島1丁目、佐島2丁目、佐島3丁目、佐島の丘1丁目、佐島の丘2丁目、芦名1丁目、芦名2丁目、芦名3丁目、秋谷、秋谷1丁目、秋谷2丁目、秋谷3丁目、秋谷4丁目、子安、湘南国際村1丁目、湘南国際村2丁目、湘南国際村3丁目
12	湘南分会 ・藤沢市 ・茅ヶ崎市 ・高座郡	38	茅ヶ崎警察署 0467(82)0110 〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-3-25 【管轄区域】 茅ヶ崎市及び高座郡(寒川町)
		39	藤沢警察署 0466(24)0110 〒251-0028 藤沢市本鵜沼4-1-8 【管轄区域】 藤沢市のうち 片瀬1丁目、片瀬2丁目、片瀬3丁目、片瀬4丁目、片瀬5丁目、片瀬海岸1丁目、片瀬海岸2丁目、片瀬海岸3丁目、片瀬山1丁目、片瀬山2丁目、片瀬山3丁目、片瀬山4丁目、片瀬山5丁目、片瀬目白山、江の島1丁目、江の島2丁目、鵜沼、鵜沼海岸1丁目、鵜沼海岸2丁目、鵜沼海岸3丁目、鵜沼海岸4丁目、鵜沼海岸5丁目、鵜沼海岸6丁目、鵜沼海岸7丁目、鵜沼松が岡1丁目、鵜沼松が岡2丁目、鵜沼松が岡3丁目、鵜沼松が岡4丁目、鵜沼松が岡5丁目、鵜沼桜が岡1丁目、鵜沼桜が岡2丁目、鵜沼桜が岡3丁目、鵜沼桜が岡4丁目、鵜沼藤が谷1丁目、鵜沼藤が谷2丁目、鵜沼藤が谷3丁目、鵜沼藤が谷4丁目、本鵜沼1丁目、本鵜沼2丁目、本鵜沼3丁目、本鵜沼4丁目、本鵜沼5丁目、鵜沼石上1丁目、鵜沼石上2丁目、鵜沼石上3丁目、南藤沢、鵜沼東、鵜沼花沢町、鵜沼橋1丁目、鵜沼橋2丁目、片瀬、辻堂1丁目、辻堂2丁目、辻堂3丁目、辻堂4丁目、辻堂5丁目、辻堂6丁目、辻堂元町1丁目、辻堂元町2丁目、辻堂元町3丁目、辻堂元町4丁目、辻堂元町5丁目、辻堂元町6丁目、辻堂太平台1丁目、辻堂太平台2丁目、辻堂東海岸1丁目、辻堂東海岸2丁目、辻堂東海

		<p>岸3丁目、辻堂東海岸4丁目、辻堂西海岸1丁目、辻堂西海岸2丁目、辻堂西海岸3丁目、弥勒寺、弥勒寺1丁目、弥勒寺2丁目、弥勒寺3丁目、弥勒寺4丁目、宮前、小塚、高谷、渡内、渡内1丁目、渡内2丁目、渡内3丁目、渡内4丁目、柄沢、村岡東1丁目、村岡東2丁目、村岡東3丁目、村岡東4丁目、川名、川名1丁目、川名2丁目、藤沢1丁目、藤沢2丁目、藤沢3丁目、藤沢4丁目、藤沢5丁目、朝日町、本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、西富、西富1丁目、西富2丁目、大鋸、大鋸1丁目、大鋸2丁目、大鋸3丁目、藤が岡1丁目、藤が岡2丁目、藤が岡3丁目、鶴沼神明1丁目、鶴沼神明2丁目、鶴沼神明3丁目、鶴沼神明4丁目、鶴沼神明5丁目、藤沢（一般国道1号の南側に限る。）、辻堂神台1丁目、辻堂神台2丁目、辻堂新町1丁目、辻堂新町2丁目、辻堂新町3丁目、辻堂新町4丁目、羽鳥1丁目、羽鳥2丁目、羽鳥3丁目、羽鳥4丁目、羽鳥5丁目、城南1丁目、城南2丁目、城南3丁目、城南4丁目、城南5丁目</p>
	40	<p>藤沢北警察署 0466(45)0110  千252-0805 藤沢市円行2-5-1  <b>【管轄区域】</b>  藤沢市のうち  藤沢（一般国道1号の南側を除く。）、善行1丁目、善行2丁目、善行3丁目、善行4丁目、善行5丁目、善行6丁目、善行7丁目、本藤沢1丁目、本藤沢2丁目、本藤沢3丁目、本藤沢4丁目、本藤沢5丁目、本藤沢6丁目、本藤沢7丁目、善行団地、立石1丁目、立石2丁目、立石3丁目、立石4丁目、善行坂1丁目、善行坂2丁目、白旗1丁目、白旗2丁目、白旗3丁目、白旗4丁目、みその台、花の木、稲荷、稲荷1丁目、亀井野、西俣野、大庭、亀井野1丁目、亀井野2丁目、亀井野3丁目、亀井野4丁目、石川、石川1丁目、石川2丁目、石川3丁目、石川4丁目、石川5丁目、石川6丁目、今田、土棚、円行、円行1丁目、円行2丁目、湘南台1丁目、湘南台2丁目、湘南台3丁目、湘南台4丁目、湘南台5丁目、湘南台6丁目、湘南台7丁目、桐原町、天神町1丁目、天神町2丁目、天神町3丁目、遠藤、下土棚、長後、高倉、用田、葛原、菖蒲沢、打戻、瀬郷、宮原</p>
13	相模原分会 ・相模原市	41 <p>相模原警察署 042(754)0110  千252-0236 相模原市中央区富士見1-1-1  <b>【管轄区域】</b>  相模原市中央区</p>

		<p>42 相模原北警察署 042(700)0110 〒252-0131 相模原市緑区西橋本5-4-25</p> <p><b>【管轄区域】</b> 相模原市緑区のうち 相原、相原1丁目、相原2丁目、相原3丁目、相原4丁目、相原5丁目、相原6丁目、大島、大山町、上九沢、下九沢、田名、西橋本1丁目、西橋本2丁目、西橋本3丁目、西橋本4丁目、西橋本5丁目、二本松1丁目、二本松2丁目、二本松3丁目、二本松4丁目、橋本1丁目、橋本2丁目、橋本3丁目、橋本4丁目、橋本5丁目、橋本6丁目、橋本7丁目、橋本8丁目、橋本台1丁目、橋本台2丁目、橋本台3丁目、橋本台4丁目、東橋本1丁目、東橋本2丁目、東橋本3丁目、東橋本4丁目、元橋本町</p>
		<p>43 相模原南警察署 042(749)0110 〒252-0344 相模原市南区古淵6-29-2</p> <p><b>【管轄区域】</b> 相模原市南区</p>
		<p>44 津久井警察署 042(780)0110 〒252-0157 相模原市緑区中野308</p> <p><b>【管轄区域】</b> 相模原市緑区のうち 青根、青野原、青山、太井、小倉、小原、小淵、川尻、久保沢1丁目、久保沢2丁目、久保沢3丁目、佐野川、澤井、城山1丁目、城山2丁目、城山3丁目、城山4丁目、寸沢嵐、谷ヶ原1丁目、谷ヶ原2丁目、千木良、鳥屋、中沢、長竹、中野、名倉、根小屋、葉山島、原宿1丁目、原宿2丁目、原宿3丁目、原宿4丁目、原宿5丁目、原宿南1丁目、原宿南2丁目、原宿南3丁目、日連、広田、牧野、又野、町屋1丁目、町屋2丁目、町屋3丁目、町屋4丁目、三井、三ヶ木、向原1丁目、向原2丁目、向原3丁目、吉野、与瀬、与瀬本町、若葉台1丁目、若葉台2丁目、若葉台3丁目、若葉台4丁目、若葉台5丁目、若葉台6丁目、若葉台7丁目、若柳</p>
14	厚木分会 ・厚木市 ・愛甲郡	<p>45 厚木警察署 046(223)0110 〒243-0004 厚木市水引2-3-1</p> <p><b>【管轄区域】</b> 厚木市及び愛甲郡(愛川町、清川村)</p>

15	平塚分会 ・平塚市 ・中郡	46	大磯警察署 0463(72)0110 〒259-0111 中郡大磯町国府本郷207-1 【管轄区域】 中郡(大磯町、二宮町)
		47	平塚警察署 0463(31)0110 〒254-0073 平塚市西八幡1-3-2 【管轄区域】 平塚市
16	秦野・伊勢原分会 ・秦野市 ・伊勢原市	48	伊勢原警察署 0463(94)0110 〒259-1142 伊勢原市田中819 【管轄区域】 伊勢原市
		49	秦野警察署 0463(83)0110 〒257-0056 秦野市新町5-5 【管轄区域】 秦野市
17	小田原分会 ・小田原市 ・南足柄市 ・足柄上郡 ・足柄下郡	50	小田原警察署 0465(32)0110 〒250-0042 小田原市荻窪350-1 【管轄区域】 小田原市及び足柄下郡(真鶴町、湯河原町、箱根町)
		51	松田警察署 0465(82)0110 〒258-0004 足柄上郡松田町松田庶子477-1 【管轄区域】 南足柄市及び足柄上郡(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)
18	大和・綾瀬分会 ・大和市 ・綾瀬市	52	大和警察署 046(261)0110 〒242-0021 大和市中央5-15-4 【管轄区域】 大和市及び綾瀬市
19	海老名・座間分会 ・海老名市 ・座間市	53	海老名警察署 046(232)0110 〒243-0411 海老名市大谷2-1 【管轄区域】 海老名市
		54	座間警察署 046(256)0110 〒252-0024 座間市入谷1-193 【管轄区域】 座間市